

- 「令和3年3月から適用する調査設計業務等の技術者基準日額について」の運用に係る特例措置について

令和3年2月25日 2農振第2847号

農村振興局長から各地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長あて  
(国土交通省北海道開発局長及び北海道知事は参考送付)

「令和3年3月から適用する調査設計業務等の技術者基準日額について」(令和3年2月25日付け2農振第2846号農林水産省農村振興局長通知)により、令和3年3月1日より適用する技術者基準日額(以下「新技術者単価」という。)を決定したところである。

これに伴い、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

また、貴局管内の都府県知事に対しては、貴職から参考までに送付するとともに、都府県知事への送付に当たっては、関係市町村等に対する送付の依頼をされたい。

## 記

### 第1 措置の概要

新技術者単価の決定に伴い、第2の測量・建設コンサルタント業務等(「農林水産本省等建設工事等契約事務取扱要領」(平成12年12月1日付け12経第1859号農林水産省大臣官房経理課長通知)第3条第1項(2)別表1の2に定める業務をいう。以下同じ。)の受注者は、「建設工事に係る設計等業務の請負契約書について」(平成8年2月23日付け8地第113号農林水産省大臣官房地方課長通知)第58条に基づき、請負代金額の変更の協議を請求することができることとする。

### 第2 具体的な取扱い

令和3年3月1日以降に契約を締結する測量・建設コンサルタント業務等のうち、「令和2年3月から適用する調査設計業務等の技術者基準日額について」(令和2年2月21日付け元農振第2897号農林水産省農村振興局長通知)において定められた調査設計業務等の技術者基準日額(以下「旧技術者単価」とい

う。)を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約変更を行うことができる。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び $k$ は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格に相当する価格

$k$ ：当初契約の落札率

### 第3 その他

令和3年3月1日以降に契約を締結する測量・建設コンサルタント業務等のうち、旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているものについては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能であることを説明した上で契約を締結すること。